○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（同二二）　三五五
○環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（同二三）　三六一
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同二四）　三六九
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二五）　三七四
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　三七八
○特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二七）　三八一
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同二八）　三八四
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同二九）　三八五
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三〇）　三九〇
○航空法施行規則の一部を改正する省令（同三一）　三九一
○公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　三九二
○都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同三三）　三九三
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（防衛九）　三九四

〔規　則〕

○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（人事院一六―〇―八〇）　三九六
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（同一六―三―五一）　三九七
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委三）　三九八

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一）　三九九

〔法規的告示〕

○公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する告示（内閣府一五）　三九九
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（同一六）　四〇三
○子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日（同一七）　四〇九
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同一八）　四一〇
○児童手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（同一九）　四一三
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（同二〇）　四一四
○内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日（同二一）　四一七
○子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（同二二）　四一八
○児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（同二三）　四二一
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（同二四）　四二三
○内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童扶養手当システム及び内閣総理大臣が定める日（同二五）　四二五
○租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件を廃止する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境・防衛一）　四二六
○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・文部科学・厚生労働一）　四二七
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務二）　四二七
○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（内閣府・厚生労働一）　四二八
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁一一）　四三三
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（同一二）　四三四
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（こども家庭庁五）　四三五
○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件（同六）　四四八
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者の一部を改正する件（同七）　四四八
○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働四）　四四九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（同五）　四四九
○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（同六）　四四九

（以下次のページへ続く）